

令和 2 年 6 月 29 日  
事 務 連 絡

都道府県  
各 指定都市 生活困窮者自立支援制度主管部局 御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局  
地域福祉課生活困窮者自立支援室

生活困窮者住居確保給付金の支給額に係る  
生活困窮者自立支援法施行規則等の改正予定について

生活困窮者住居確保給付金（以下「住居確保給付金」という。）の支給額については、生活困窮者自立支援法施行規則（平成 27 年厚生労働省令第 16 号。以下「省令」という。）第 11 条及び「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアルの策定について（通知）」（平成 27 年 3 月 27 日社援発 0327 第 2 号、厚生労働省社会・援護局長通知。以下「事務マニュアル」という。）により、お示ししているところです。

今般、新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえ令和 2 年 4 月に住居確保給付金の支給対象を拡大したことにも鑑み、近日中に省令と事務マニュアルを改正し、住居確保給付金の支給額について下記のとおり改正することとしているので、施行に向けた準備を進めていただきますようお願いいたします。

また、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）への周知を併せて行っていただきますようお願いいたします。

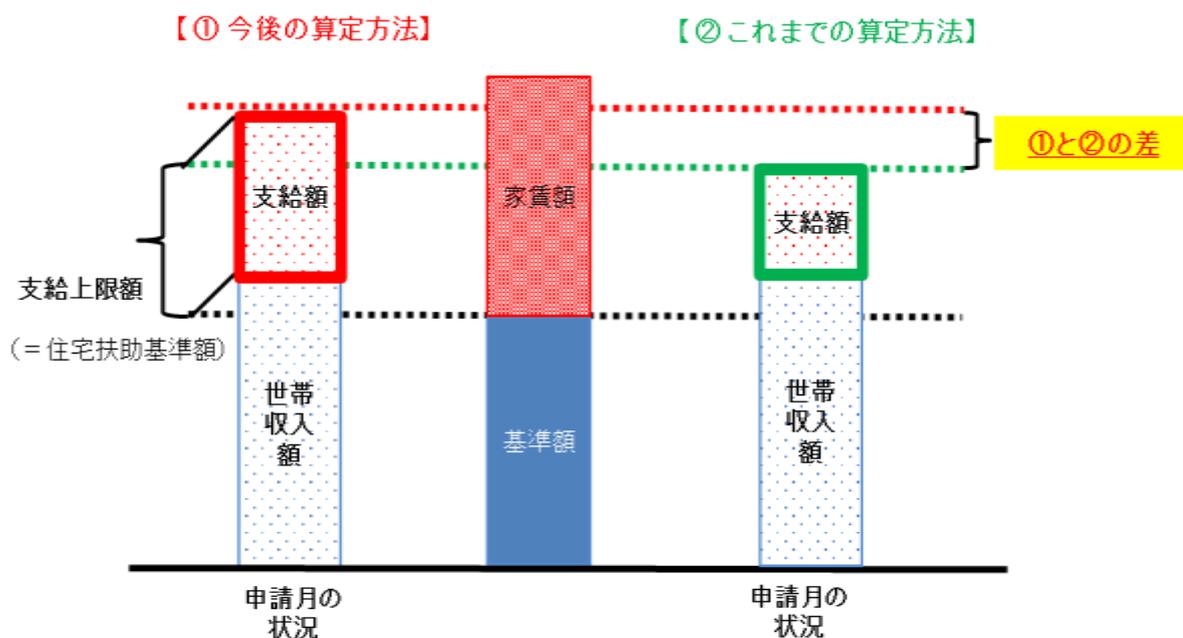
## 記

### 一 改正内容

申請日の属する月における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入合計額（以下「月の世帯の収入額」という。）が、基準額を超える場合の支給額の算定方法について、以下のとおり改正する予定です。

（改正後）	（改正前）
支給額 = <u>申請者が居住する住宅の実際の家賃額</u> - (月の世帯の収入額 - 基準額) = <u>申請者が居住する住宅の実際の家賃額</u> + 基準額 - 月の世帯の収入額  ※支給額は、住宅扶助基準に基づく額を上限とする。	支給額 = 家賃額 - (月の世帯の収入額 - 基準額)  = 家賃額 + 基準額 - 月の世帯の収入額  ※家賃額は、住宅扶助基準に基づく額を上限とする。

### ○改正後の住居確保給付金支給額のイメージ



また、この改正については、改正省令の公布の日から施行する予定ですが、これに加えて、令和2年6月の月分の住居確保給付金の支給を受けた方の当該月分が含まれる支給期間中（3か月を上限とする。）の住居確保給付金についても適用することとする予定です。

以下の表が具体例となります。

	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分
4月分の住居確保給付金から受給している方	—	—	—	○	○	○
1月分の住居確保給付金から受給している方 (1回延長)	×	×	×	○	○	○
3月分の住居確保給付金から受給している方 (延長なし)	—	—	×	×	×	—
3月分の住居確保給付金から受給している方 (1回延長)	—	—	×	○	○	○

※「○」は改正後の規定が適用されるもの。

「×」は改正後の規定が適用されないもの。

「—」は住居確保給付金が支給されていないもの

## 二 改正に係る対応について

この改正に伴い、今後、住居確保給付金の支給決定（（再）延長決定を含む）を行う場合は、改正後の算定方法に基づき、基本的には代理納付を行っていただくこととなりますが、令和2年4月、5月、6月の月分の住居確保給付金について追加給付する場合は、受給者本人に対して直接支給することとなると考えております。

改正前と支給額が変わるのは、「月の世帯の収入額が基準額を超え、かつ、申請者が居住する住宅の実際の家賃額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合」となりますので、対象者の抽出等の準備を行っていただきますようお願いいたします。

追加給付を行う際に用いる、住居確保給付金追加支給決定通知書や受給者の方の振込口座を確認するための書類のひな形を別添のとおり作成しているので、適宜活用してください。

なお、追加給付を行うにあたっては、事務負担軽減の観点から、次の例に示

すように、(再)延長決定通知の送付時など、自治体が受給者に連絡を行うタイミングにおいて追加支給決定通知書を送付し、追加給付分は複数月分をまとめて支給するなどといった方法が考えられます。

(例) 従前の支給額が42000円、改正後省令による支給額が51000円の場合 (差額 9000円/月)

○月分 → 住居確保給付金		4月	5月	6月	7月	8月	9月
			○支給決定			○延長決定	(単位:円)
振込先	家主		42,000	42,000	42,000	51,000	51,000
	申請者					27,000	
自治体	決定		①42000円で 決定通知			②51000円で 延長決定通知	
	再決定等		<div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; display: inline-block;">                     本年6月の月分の住居確保給付金の支給を受けた方の当該月分が含まれる支給期間中                 </div>			①について、51000 円で再決定通知	5~7月の不足分を一括して申請者へ給付

住居確保給付金支給決定通知書	
令和2年5月11日付申請された住居確保給付金について、下記のとおり決定したので通知します。	
↓「6月」が含まれているかどうかは、ここで判断。	
2 支給期間	<div style="border: 1px solid red; padding: 2px;">                     令和 2年5月 (令和2年6月家賃相当分) から、                      令和 2年7月 (令和2年8月家賃相当分) まで。                 </div> (以下略)。